

令和8年2月定例
四万十町教育委員会
会議資料（追加）

日時：令和8年2月10日（火）午後3時00分

場所：四万十町地域交流センターたのの
第1会議室・第2会議室

会 議 次 第

4 議 題

- ⑩ 議案第 14 号 四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第14号

四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例の制定について

四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和8年2月10日 提出

四万十町教育長職務代理者 谷口 和史

記

四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例

四万十町社会体育施設条例（平成18年四万十町条例第183号）の一部を次のように改正する。

第1条中「体育の普及振興等を図り、もって町民の心身の健全な発達に寄与する」を「スポーツの振興を図り、もって町民の健康で文化的な生活の向上に資する」に改める。

第2条の表中「

四万十町窪川運動場	四万十町金上野949番地
-----------	--------------

」を「

四万十町窪川運動場	四万十町金上野949番地
-----------	--------------

四万十町窪川勤労者体育センター	四万十町香月が丘1480番地
-----------------	----------------

」に改める。

第3条第2項を削り、同条第3項中「前2項の規定により施設の使用を許可する場合に」を「前項の許可に際し」に改め、同項を同条第2項とする。

第8条の表を次のように改める。

施設の名称	使用時間
四万十町窪川運動場	日の出から午後9時30分まで
四万十町窪川勤労者体育センター	午前8時から午後9時30分まで
四万十町志和体育館	午前8時から午後9時30分まで
四万十町丸山体育館	午前8時から午後9時30分まで
四万十町大正テニスコート	日の出から午後10時まで
四万十町古城体育館	午前8時から午後10時まで
四万十町十和体育館	午前8時から午後10時まで
四万十町大道体育館	午前8時から午後10時まで

第9条中「金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額」を「消費税の額及び当該消費税の額」に、「金額を加えた金額」を「地方消費税の額を加えた額」に、「この金額」を「この額」に、「金額）」を「額）」に改める。

第13条中「者」を「場合」に改める。

第17条中「施設の運営を効果的に達成するため」を「町長は、施設の管理上必要と認めるときは」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第9条関係）

1 屋外施設

区分		1時間当たりの金額			
		一般		高校生以下の団体	
		町内	町外	町内	町外
四万十町窪川運動場 野球場	昼間	510円	800円	400円	700円
	夜間	2,000円	3,000円		
四万十町窪川運動場 多目的広場	昼間	310円	510円	200円	400円
	夜間	2,000円	3,000円		
四万十町窪川運動場 テニスコート（1コートにつき）	昼間	310円	510円	200円	310円
	夜間	510円	800円		
四万十町大正テニスコート（1コートにつき）	昼間	無料			
	夜間	290円			

備考 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。ただし、夜間（照明設備を使用する場合をいう。）の使用における1時間を超える部分については、30分ごとに表に掲げる金額の半額で計算する。

2 屋内施設

区分	金額	
	一般	四万十町社会教育登録団体
四万十町窪川勤労者体育センター 四万十町志和体育館 四万十町丸山体育館 四万十町古城体育館 四万十町大道体育館	1時間につき510円	1時間につき310円
四万十町十和体育館	4時間まで6000円。 以後1時間につき1,000円	1時間につき1,000円

備考 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。

附 則
(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(四万十町窪川勤労者体育センター条例の廃止)

2 四万十町窪川勤労者体育センター条例（平成18年四万十町条例第178号）は、廃止する。

【要旨】

四万十町社会体育施設条例は、体育の普及振興等と町民の心身の健全な発達に寄与することを目的とした社会体育施設（運動場、体育館、テニスコート）の設置条例です。

一方、四万十町窪川勤労者体育センターについては、町民及び町内の事業所で働く勤労者の体力増進と勤労意欲の向上を図るための施設として昭和58年に整備され、現在は社会体育や窪川中学校の部活動などで使用されており、単独の条例を設けています。

窪川勤労者体育センターについては、社会体育施設の一つとして位置付けられるため、四万十町社会体育施設条例に規定することとし、合わせて、既存の施設について、実際の運用に合わせた整理を行うものです。

なお、四万十町窪川勤労者体育センター条例は、廃止します。

【条例の主な内容】

1. 四万十町窪川勤労者体育センターを本条例に追加します。
2. 既存の社会体育施設について実際の運用状況に合わせた内容に改正します。
3. 四万十町窪川勤労者体育センター条例を附則により廃止します。
4. 字句の修正等を行います。

※ 使用手続きや使用料など町民への影響はありません。

【施行期日】

令和8年4月1日

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 (略)

四万十町社会体育施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																		
<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>スポーツの振興を図り、もって町民の健康で文化的な生活の向上に資する</u>ため、四万十町社会体育施設（以下「施設」という。）を設置する。 （名称及び位置）</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 <u>体育の普及振興等を図り、もって町民の心身の健全な発達に寄与する</u>ため、四万十町社会体育施設（以下「施設」という。）を設置する。 （名称及び位置）</p> <p>第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十町窪川運動場</td> <td>四万十町金上野949番地</td> </tr> <tr> <td><u>四万十町窪川勤労者体育センター</u></td> <td><u>四万十町香月が丘1480番地</u></td> </tr> <tr> <td>四万十町志和体育館</td> <td>四万十町志和423番地イ</td> </tr> <tr> <td>四万十町丸山体育館</td> <td>四万十町東川角乙609番地3</td> </tr> <tr> <td>四万十町大正テニスコート</td> <td>四万十町大正278番地1</td> </tr> <tr> <td>四万十町十和体育館</td> <td>四万十町久保川41番地1</td> </tr> <tr> <td>四万十町古城体育館</td> <td>四万十町古城875番地2</td> </tr> <tr> <td>四万十町大道体育館</td> <td>四万十町大道1351番地11</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	四万十町窪川運動場	四万十町金上野949番地	<u>四万十町窪川勤労者体育センター</u>	<u>四万十町香月が丘1480番地</u>	四万十町志和体育館	四万十町志和423番地イ	四万十町丸山体育館	四万十町東川角乙609番地3	四万十町大正テニスコート	四万十町大正278番地1	四万十町十和体育館	四万十町久保川41番地1	四万十町古城体育館	四万十町古城875番地2	四万十町大道体育館	四万十町大道1351番地11	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十町窪川運動場</td> <td>四万十町金上野949番地</td> </tr> <tr> <td>四万十町志和体育館</td> <td>四万十町志和423番地イ</td> </tr> <tr> <td>四万十町丸山体育館</td> <td>四万十町東川角乙609番地3</td> </tr> <tr> <td>四万十町大正テニスコート</td> <td>四万十町大正278番地1</td> </tr> <tr> <td>四万十町十和体育館</td> <td>四万十町久保川41番地1</td> </tr> <tr> <td>四万十町古城体育館</td> <td>四万十町古城875番地2</td> </tr> <tr> <td>四万十町大道体育館</td> <td>四万十町大道1351番地11</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	四万十町窪川運動場	四万十町金上野949番地	四万十町志和体育館	四万十町志和423番地イ	四万十町丸山体育館	四万十町東川角乙609番地3	四万十町大正テニスコート	四万十町大正278番地1	四万十町十和体育館	四万十町久保川41番地1	四万十町古城体育館	四万十町古城875番地2	四万十町大道体育館	四万十町大道1351番地11
名称	位置																																		
四万十町窪川運動場	四万十町金上野949番地																																		
<u>四万十町窪川勤労者体育センター</u>	<u>四万十町香月が丘1480番地</u>																																		
四万十町志和体育館	四万十町志和423番地イ																																		
四万十町丸山体育館	四万十町東川角乙609番地3																																		
四万十町大正テニスコート	四万十町大正278番地1																																		
四万十町十和体育館	四万十町久保川41番地1																																		
四万十町古城体育館	四万十町古城875番地2																																		
四万十町大道体育館	四万十町大道1351番地11																																		
名称	位置																																		
四万十町窪川運動場	四万十町金上野949番地																																		
四万十町志和体育館	四万十町志和423番地イ																																		
四万十町丸山体育館	四万十町東川角乙609番地3																																		
四万十町大正テニスコート	四万十町大正278番地1																																		
四万十町十和体育館	四万十町久保川41番地1																																		
四万十町古城体育館	四万十町古城875番地2																																		
四万十町大道体育館	四万十町大道1351番地11																																		
<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2</u> 町長は、<u>前項の許可に際し</u>、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p>	<p>(使用の許可)</p> <p>第3条 施設を使用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。</p> <p><u>2</u> <u>窪川運動場又は大正テニスコートの使用は、体育及び運動を目的とする者に限り、これを許可する。また体育館の使用は、体育、運動及び文化活動を目的とする者に限り、これを許可する。ただし、町長が公益上必要があると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p><u>3</u> 町長は、<u>前2項の規定により施設の使用を許可する場合に</u>、管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>第4条～第7条 (略)</p>																																		

改正後

改正前

(使用時間)

第8条 施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

施設の名称	使用時間
四万十町窪川運動場	日の出から午後9時30分まで
四万十町窪川勤労者体育センター	午前8時から午後9時30分まで
四万十町志和体育館	午前8時から午後9時30分まで
四万十町丸山体育館	午前8時から午後9時30分まで
四万十町大正テニスコート	日の出から午後10時まで
四万十町古城体育館	午前8時から午後10時まで
四万十町十和体育館	午前8時から午後10時まで
四万十町大道体育館	午前8時から午後10時まで

(使用料)

第9条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に掲げる区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えた額（この額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）の使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第10条 町長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用できないとき。

(使用時間)

第8条 施設の使用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

施設名	使用時間	
窪川運動場	野球場	日の出から午後9時30分まで
	多目的広場	日の出から午後9時30分まで
	テニスコート	日の出から午後9時30分まで
志和体育館	午前8時から午後9時30分まで	
丸山体育館	午前8時から午後9時30分まで	
大正テニスコート	日の出から午後10時まで	
古城体育館	午前8時から午後10時まで	
十和体育館	午前8時から午後10時まで	
大道体育館	午前8時から午後10時まで	

(使用料)

第9条 使用者は、使用の許可を受けたときは、別表に掲げる区分による金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を納めなければならない。

(使用料の減免)

第10条 町長は、公益上必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納めた使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することのできない理由により使用できないとき。

改正後	改正前
<p>(2) 公益上又は管理の都合上使用を禁止したとき。</p> <p>(3) 使用者から使用の取消し又は変更の申出があった場合において、その申出が正当であると認めるとき。</p> <p>(特別の設備の制限)</p>	<p>(2) 公益上又は管理の都合上使用を禁止したとき。</p> <p>(3) 使用者から使用の取消し又は変更の申出があった場合において、その申出が正当であると認めるとき。</p> <p>(特別の設備の制限)</p>
<p>第12条 使用者は、施設を使用するに当たって、特別の設備を必要とするときは、町長の承認を受けなければならない。</p> <p>(物品販売の不許可等)</p>	<p>第12条 使用者は、施設を使用するに当たって、特別の設備を必要とするときは、町長の承認を受けなければならない。</p> <p>(物品販売の不許可等)</p>
<p>第13条 施設内においての物品の販売及び広告の掲示は、許可しない。ただし、町長の許可を受けた<u>場合</u>は、この限りでない。</p> <p>(損害賠償の義務)</p>	<p>第13条 施設内においての物品の販売及び広告の掲示は、許可しない。ただし、町長の許可を受けた<u>者</u>は、この限りでない。</p> <p>(損害賠償の義務)</p>
<p>第14条 使用者は、施設の使用中に設備又はその他の物件を損傷し、又は滅失したときは、町長の指示に従ってそれを原状に復し、その損害を賠償しなければならない。この場合において、使用者が原状回復ができないときは、町長の認定に基づき相当の代価を弁償しなければならない。</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p>	<p>第14条 使用者は、施設の使用中に設備又はその他の物件を損傷し、又は滅失したときは、町長の指示に従ってそれを原状に復し、その損害を賠償しなければならない。この場合において、使用者が原状回復ができないときは、町長の認定に基づき相当の代価を弁償しなければならない。</p> <p>(権利譲渡等の禁止)</p>
<p>第15条 使用者は、施設の使用の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p>	<p>第15条 使用者は、施設の使用の許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。</p> <p>(原状回復の義務)</p>
<p>第16条 使用者は、施設の使用が終了したときは、直ちにその設備を原状に回復させなければならない。</p> <p>(管理の委託)</p>	<p>第16条 使用者は、施設の使用が終了したときは、直ちにその設備を原状に回復させなければならない。</p> <p>(管理の委託)</p>
<p>第17条 <u>町長は、施設の管理上必要と認めるときは</u>、業務の一部を委託することができる。</p> <p>(委任)</p>	<p>第17条 <u>施設の運営を効果的に達成するため</u>、業務の一部を委託することができる。</p> <p>(委任)</p>
<p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。</p>	<p>第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。</p>

改正後

別表（第9条関係）

1 屋外施設

区分		1時間当たりの金額			
		一般		高校生以下の団体	
		町内	町外	町内	町外
<u>四万十町窪川運動場</u> 野球場	昼間	510円	800円	400円	700円
	夜間	2,000円	3,000円		
<u>四万十町窪川運動場</u> 多目的広場	昼間	310円	510円	200円	400円
	夜間	2,000円	3,000円		
<u>四万十町窪川運動場</u> テニスコート（1コートにつき）	昼間	310円	510円	200円	310円
	夜間	510円	800円		
<u>四万十町大正テニスコート（1コートにつき）</u>	昼間	無料			
	夜間	290円			

備考 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。ただし、夜間（照明設備を使用する場合をいう。）の使用における1時間を超える部分については、30分ごとに表に掲げる金額の半額で計算する。

改正前

別表（第9条関係）

1 窪川運動場

施設名	区分 (1時間につき)	一般		高校生以下の団体		職業団体	
		町内	町外	町内	町外	入場無料	入場料徴収
野球場	昼間	510円	800円	400円	700円	1,000円	10,000円
	夜間	2,000円	3,000円			8,000円	16,020円
多目的広場	昼間	310円	510円	200円	400円	1,000円	10,000円
	夜間	2,000円	3,000円			8,000円	16,020円
テニスコート（1コートにつき）	昼間	310円	510円	200円	310円		
	夜間	510円	800円				

備考

- 1 使用時間には、準備及び片付けに要する時間を含むものとする。
- 2 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。ただし、夜間料金（照明を使用するときの料金）については、最初の1時間は、表に掲げる料金とし、以後30分ごとに表に掲げる料金の半額を追加する。

改正後			改正前								
2 <u>屋内施設</u>			2 <u>志和体育館・丸山体育館</u>								
区分	金額		<u>使用料（1時間につき）</u>								
	一般	<u>四万十町社会教育登録団体</u>	一般	510円	<u>登録団体</u> 310円						
<u>四万十町窪川勤労者体育センター</u>	<u>1時間につき</u> 510円	<u>1時間につき</u> 310円	<u>備考</u>								
<u>四万十町志和体育館</u>			1 <u>1時間未満の端数は、切り上げて計算する。</u>								
<u>四万十町丸山体育館</u>			2 <u>「登録団体」とは、四万十町社会教育登録団体をいう。</u>								
<u>四万十町古城体育館</u>			3 <u>大正テニスコート</u>								
<u>四万十町大道体育館</u>			<table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名</th> <th colspan="2">使用料（1時間につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>テニスコート</u></td> <td><u>夜間</u></td> <td><u>290円</u></td> </tr> </tbody> </table>			施設名	使用料（1時間につき）		<u>テニスコート</u>	<u>夜間</u>	<u>290円</u>
施設名	使用料（1時間につき）										
<u>テニスコート</u>	<u>夜間</u>	<u>290円</u>									
<u>四万十町十和体育館</u>	4時間まで6000円。以後1時間につき1,000円	<u>1時間につき</u> 1,000円	<u>備考</u> <u>1時間未満の端数は、切り上げて計算する。ただし、夜間料金（照明を使用するときの料金）については、最初の1時間は、表に掲げる料金とし、以後30分ごとに表に掲げる料金の半額を追加する。</u>								
<u>備考</u> 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。			4 <u>古城体育館・十和体育館・大道体育館</u>								
<u>スポーツ開放等</u>	<u>使用時間</u>	<u>昼間</u> 8時から17時まで	<u>夜間</u>	<u>17時から22時まで</u>							
	<u>使用料</u>	510円		1,000円							
<u>地域住民利用等</u>	<u>使用時間</u>	<u>7時から22時まで</u>									
	<u>使用料</u>	4時間まで6,000円。4時間を超えるときは、1時間ごとに1,000円を加算する。									
<u>備考</u> 1時間未満の端数は、切り上げて計算する。			<u>ただし、夜間料金（照明を使用するときの料金）については、最初の1時間は、表に掲げる料金とし、以後30分ごとに表に掲げる料金の半額を追加する。</u>								